

会報

宮崎県建設業協会機関誌
Monthly Association Construction Industry NEWS



9 2018
No.527

就業体験

[平成 29 年 10 月 17 日(火)~10 月 20 日(金)]
宮崎県立宮崎工業高等学校 建築科 2 年生 37 人



一般社団法人 宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号
TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

目次 CONTENTS

●平成30年9月の行事予定	1
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成30年度第4回常務理事会を開催	3
2. 平成30年度第4回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 平成30年度テレビCM放送のご案内	7
●雇用改善コーナー	
1. 新規大学卒業予定者の就職・採用活動開始時期について（要請）	8
2. 平成31年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）	9
3. 平成30年度以降のキャリア形成助成金について	11
4. 各種助成金のご案内	13
●事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	16
2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	17
●技士会	
1. 平成30年度1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表	18
2. 平成30年度2級土木施工管理技術検定試験「実力テスト」受験準備講習会	18
3. 「監理技術者講習」のご案内	19
4. コンクリート施工で失敗しないための講座の案内 ～良いコンクリート構造物を造る基本と応用～	19
●建退共	
1. 建退共宮崎県支部への届出や申請について	20
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）	20
●建災防	
1. 平成30年度（第69回）全国労働衛生週間について	21
2. 平成30年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について	22
3. 安全管理士による現場パトロールを実施します（無料）	23
●火薬協会	
1. 平成30年上半期の火薬類による事故（速報）	24
2. 火薬類の管理の徹底について	25
3. 講習会の日程について	25
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（平成30年7月分）	26
2. 中間前払金制度のご案内	27
●建設業情報管理センター	
経営状況分析の申請は、一般社団法人建設業情報管理センター（CIIC）へ	28
●建設業福祉共済団	
＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	29

平成 30 年 8 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	土			
2	日			火薬類取扱保安責任者等知事試験（宮崎）
3	月	一級土木実地講習会（4日まで）		
4	火	足立としゆき参議院議員来県（西米良） （5日まで）	足場の組立て等作業主任者技能講習 （延岡 5日まで）	
5	水	県協会 常務理事会		
6	木	宮崎県議会 9月定例会開会（10/12まで）	振動工具取扱い・作業従事者安全衛生教育 （清武）	
7	金	小林地区協会と郡司副知事との意見交換会 （小林）	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用 及び掘削用）運転技能講習 （清武 8日まで）	
8	土			
9	日	平成 30 年度建設業経理検定（上期）		
10	月			
11	火	全国建産連会長会議（福島） 建設キャリアアップシステム説明会（都城）	現場管理者統括管理講習（清武）	
12	水	建設キャリアアップシステム説明会 （日向・宮崎）	車両系建設機械（解体用）運転技能講習 （清武）	
13	木	全国技士会現場視察（静岡）	高所作業車運転技能講習 （清武 14日まで）	火薬保安講習会（延岡）
14	金			
15	土			
16	日			
17	月	敬老の日	敬老の日	敬老の日
18	火	一級土木実地講習会（19日まで）	職長・安全衛生責任者教育 （清武 19日まで）	
19	水			
20	木		第 55 回全国建設業労働災害防止大会 （横浜 21日まで）	
21	金	全国建設業協会協議委員会（東京） 監理技術者講習（都城）		
22	土			
23	日	秋分の日	秋分の日	秋分の日
24	月	振替休日	振替休日	振替休日
25	火	3級建設業経理事務士特別研修（27日まで）		
26	水		不整地運搬車運転技能講習 （清武 27日まで）	
27	木			西日本建設業保証(株)取締役会（大阪）
28	金	九州建設業協会会長会議（福岡）	斜面の点検者に対する安全教育（延岡）	
29	土			
30	日			

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（8月分）

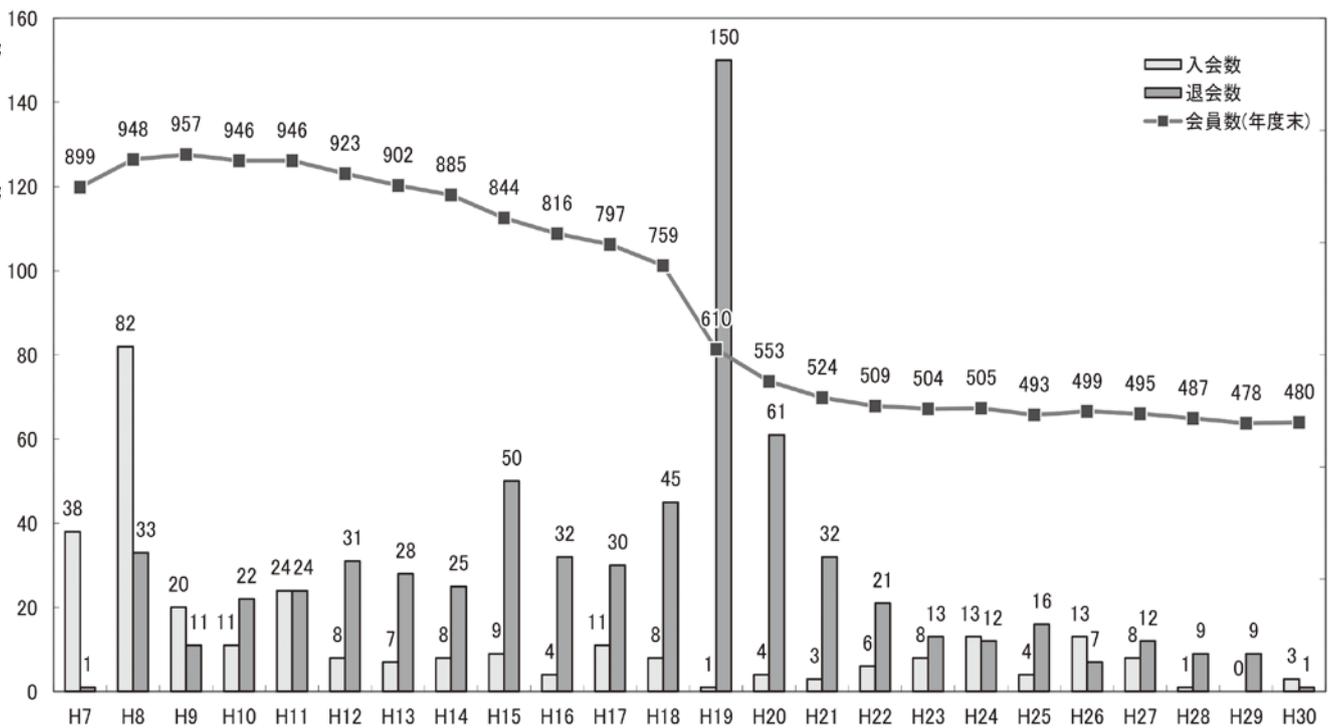
【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
日向	(株) 相生組	所在地	東臼杵郡椎葉村大字 下福良711	東臼杵郡椎葉村大字 下福良1647-102
延岡	西部開発(株)	商号	(有)西部開発	西部開発(株)

【退会】

地区名	会社名	代表者名
日南	日南開発(有)	大道貴司

会員の基動状況



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	3
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	1
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	480

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、H30はH30.8.28現在

宮崎県建設業協会

1. 平成30年度第4回常務理事会を開催

平成30年8月9日(木)12時40分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、榎村事務局長が定足数(13/13名:会成立)の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「暑い日が続いており、また台風が東京から九州をかすめるように移動している。集中豪雨や暑さの連続、例年とは違う台風の軌道と今までに無い気候となっているように思う。宮崎県に災害がいつ発生しても対処できる様に、今後も十分に気を付けて対応をお願いしたい。佐賀県で九州会長会があったが、九州を挙げて予算の確保に努めていくことで意見が一致した。現状では各地区の会員も早く仕事を出してほしいというのが本音だと思う。しかし、やはり上半期に集中して発注されるのではないかと考えている。どの地区においてもまだまだ仕事が受注されていないと思うので、本日の常務理事会でどのような取組や考えを持っているのか等の意見を出していただきたい。おやじの日は8月4日に宮崎、延岡地区で実施された。暑い中行われたが熱中症になる方も出ず無事終了となった。今後、外国人労働者の建設業での拡大や単純労働への緩和が考えられるので今から準備しておく必要がある。本日はよろしく願いしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料1に基づき、県の参加者及び情報提供内容について報告した。

議題2 九州建設業協会地域・定例懇談会の提案議題について

坂元専務理事、榎村事務局長が資料2に基づき、提案議題について報告し、承認された。

議題3 第25回参議院議員選挙等の対応について

坂元専務理事、榎村事務局長が資料3に基づき、参議院議員の佐藤のぶあき先生、長峯誠先生の選挙対応について報告し、目標値をかかげ対応を検討していくことが承認された。



第4回常務理事会

議題4 地元選出国会議員との意見交換会について

地元選出国会議員との意見交換会について協議を行い、10月上旬に実施することが承認された。

議題5 働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査について

榎村事務局長が資料4に基づき、働き方改革に係るアンケート調査を依頼し、承認された。

議題6 その他

(1) 第1回農業土木委員会開催結果について

河野与一委員長が参考1に基づき開催結果について報告した。

(2) 第1回土木・労務資材対策委員会開催結果について

小野委員長が参考2に基づき、開催結果について報告した。

(3) 第1回建築委員会開催結果について

河野孝文委員長が参考3に基づき、開催結果について報告した。

(4) 建設キャリアアップシステム事業者向け説明会開催について

山尾係長が参考4に基づき、建設キャリアアップシステム事業者向け説明会の日程や会場について報告し、承認された。

宮建協

(5) 改正品確法運用状況等に係るアンケート調査結果について

榎村事務局長が資料5に基づき、改正品確法運用状況等に係るアンケート調査結果について報告した。

(6) 「宮崎を元気にする会」の対応について

榎村事務局長が資料6に基づき、寄付金の依頼について報告し、承認された。

(7) 平成30年全国建産連政治連盟の対応について

榎村事務局長が資料7に基づき、会費納入について報告し、承認された。

(8) 自由民主党宮崎県政経セミナー2018について

榎村事務局長が案内状に基づき、政経セミナーについて報告し、承認された。

(9) 鎌原副知事と各地区建設業協会との意見交換会について

日程について報告し、承認された。

(10) その他

・建設会館改修について

大谷課長が宮崎県建設会館のエレベーターの改修工事について報告し、実施することが承認された。

・平成30年3月卒業者土木系・建築系高校卒業生の進路調査結果について

大谷課長が土木系・建築系高校卒業生の進路調査結果を報告した。

・おやじの日開催結果について

菊池課長が宮崎・延岡で開催したおやじの日の結果を報告した。

議題7

9月・10月常務理事会等行事について

榎村事務局長が、9月5日、10月22日の常務理事会及び10月までの行事について報告し、承認された。

2. 平成30年度第4回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

平成30年8月9日(木)午後3時、宮崎県建設会館5階会議室において、榎村事務局長が開会を宣した。出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管理課：渡辺課長補佐、南條主幹
原田・鬼束主査

技術企画課：境課長補佐、前田・三橋・山下主幹、
榎本主査

◇公共三部共管

工事検査課：川野課長
梅ヶ谷・平島専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長
甲斐・小野・藤元副会長
本部・河野(義)・長友・河野(与)・河野(孝)
・津房・興枙常務理事
事務局：坂元専務理事、榎村常務理事兼事務局長
大谷・菊池課長、山尾係長
有馬コーディネーター

【山崎会長挨拶】

本日は大変忙しい中、意見交換会に参加していただきお礼を申し上げます。厳しい暑さが続いている中、台風や集中豪雨が発生しており異常な気象となっている。そのため、どこで災害が起こるかわからない状況となっている。今後も台風が上陸する予定もあるようで心配である。しかし、いつ災害が起きても対応できるように建設業協会としてしっかり対策をしていきたい。九州建設業協会に参加した際にも、今年の猛烈な暑さに対する議論が行われた。沖縄県では亜熱帯地域として以前から補正があるが、今年のような暑さでは九州でも考慮していただかないと厳しくなっている。作業員の安全や現場の稼働時間に応じた暑さの対策及び経費の検討も行っていただきたい。また、鎌原副知事には各地区を訪問し様々な意見交換をさせていただき感謝申し上げます。現場の声を反映していただけたらありがたい。今後とも、早期の発注や来年に向けた取り組み等よろしくお願ひしたい。

【渡辺課長補佐挨拶】

建設業協会の皆様方には日頃から社会資本の整備や維持管理、災害対応などを行って頂きお礼申し上げます。先月行った建設業者研修会では8会場で約1800名の参加があった。また、当日の受付には県や地区協会職員の協力をいただきこの場で改めて感謝したい。先月末の台風12号は県内では大きな被害は無かったが、経路が東から西に横断しておりこれまでの常識が通用しない状況になる可能性があると感じた。これから台風シーズンとなるため気を引き締めていきたい。今年度の上半期の執行率は当初で6割以上、補正で9割以上の目標を立てている。昨年度の上半期では当初66%、補正95%だったが本年度も同様な推移になると考えている。本日の意見交換では説明事項が1項目と技術企画からの説明がある。よろしくお願ひしたい。

【川野課長挨拶（意見交換終了後）】

建設業協会様と綿密な情報交換を行っていく事が大切だと考えている。土木事務所としても県としても、良い物を造ることが最も大切だと思っている。その中で、できるかぎり地元企業に発注を行い、優秀な企業が残っていく事が今後の為になる。それらを配慮して発注を心掛けていく必要があると思う。

【渡辺課長補佐挨拶（意見交換終了後）】

今回の意見交換会での議題に関しては、今後も検討を重ねていきたい。県では来年度予算に向けて事業の組み立てや見直しを行っている。はっきりしたら相談をしながら進めていきたい。その際はよろしくお願ひする。

◆県からの情報提供について

以下の事項に関し、各課より説明・報告があった。

《工事検査課》

平成30年度中間検査改正に関するアンケート調査について

- ・中間検査改正に関するアンケートの周知と協力をお願いしたい。

《技術企画課》

i-Constructionの深化について

- ・宮崎県では10月入札手続きを行う工事から積算基準の改定や一般管理費等率の見直しが行われるため、会員への周知をお願いしたい。

建設現場の熱中症対策、自治体・業界団体に要請、直轄の取り組み周知について

- ・国土交通省より「工事現場等の安全対策について」と題した文書を地方自治体と関係団体に通知した。高温多湿な作業環境下では「土木工事安全施工技術指針」に則り、適切に対処するよう会員への周知をお願いしたい。

◆意見交換会

(1) 熱中症対策について

本会→情報提供の中で熱中症対策の必要性については話をしていたが、県としては補正等については考えているのか。

県→福岡県で整備局主催の会議に出席した際に、各県でも熱中症対策が議論になった。今後、国の動き等を見ながら前向きに検討していきたい。

本会→過去に平野部と山間部の工期について調査した際に、山間部では平野部以上に工期が不足しているとの結果がでた。今回の国土交通省の文書でも施工期間の適正化について記載がある。その上で県として、経費等の対策についてどのような検討を行っているのか教えていただきたい。

県→工期については、平成27年度の工事实績から実作業日の収集を行い、気候等を加味して検証を行った。また、国土交通省が工期設定のガイドラインが平成29年に示された為、標準工期の妥当性の検証を行った。ただし、あくまで標準工期の為、全ての工事で適用することは現実的で無いため、情報を交換しながら改良していきたい。また、直近の平成30年1月にガイドラインの改定が示された為、現在再検討を行っている。

本会→現状でも工期が不足している状況で、週休2日や熱中症対策を行うのは必要なことではあるが工程的には厳しい。早急に抜本的改革をしていただきたい。標準工期はどの様に設定されているのか教えていただきたい。

県→実稼日を押さえた上で、暦上の週休2日と気候条件等による不稼働日を足して標準工期としている。現状との乖離があるとの話もあるため、情報交換を行い検討していきたい。

本会→標準工期は宮崎県独自の工期なのか。

県→独自のものであるが、国と同様な考え方で運用を行っている。ただし、計算の過程は異なっている。

宮建協

本会→宮崎県の標準工期は国と比べて長いのか、短いのか。

県→国交省のガイドライン上は同様である。ただし国の基準では、現場毎の調整があるため、それぞれの現場によって変化する。

(2) 地域総合メンテナンス業務について

本会→地域総合メンテナンス業務について九州建設業協会の土木労務委員会にて議題に挙げたが、土曜、日曜、祭日休みで行っている県もあった。宮崎県も日曜、正月元旦から3日迄は休日に来年からでも運用を変更できないのか。また、九州の県毎の詳細状況は後日報告する。

県→主管課と違うため、情報をいただいて主管課へ伝える。

(3) IoT 技術等の活用について

本会→国土交通省の情報ではIoT情報等を活用した書類の簡素化について記載があったが、宮崎県ではどのようになっているのか。

県→宮崎県では具体的な話はまだ行っていない。しかし、書類の簡素化は全国的にも求められている為、情報収集は行っていきたい。

本会→担い手確保の上で休日数の増加が必要とされている。その中でICTやIoTによる書類の簡素化が重要であると考えている。ぜひ引き続きお願いしたい。

(4) 週休2日工事について

本会→8月から働き方改革によって週休2日を普及させていく事になっているが、4週8休の基準について県の考えを教えていただきたい。

県→週休2日の休日は土・日に限らない。工事の着手日から完成届の提出迄の工期の中で4週6休以上が確認できれば経費等を考慮する事としている。詳しい情報は県のホームページのQ&Aを確認していただきたい。

(5) 情報共有システムについて

本会→土木事務所毎に技士会で技術研修会を行っている。工事検査課の方も来ていただいているが、情報共有システムの普及拡大の為に各土木事務所からも協力いただきたい。また、システムの活用試行要綱に対象工事以外については、発注者側が同意した場合に使用できると記載されている。そのため、発注者側の理解が得られなければ受注者が希望しても使用ができないといった状況にある。普及拡大の為に記載を変更していただけないか。

県→現在は試行であり、今後使用を拡大していく方向で意識している。記載内容についても検討する。



第4回県との意見交換会

(6) 受注の偏りについて

本会→工事の発注の中で、特定の企業にのみ受注の偏っている状況が発生している。偏りの無い発注をお願いしたい。また、入札制度についても10年程度経っている為、当時との状況の違いや乖離があるように思える。K値など入札制度の見直しが必要な時期になったのではないかと考えている。

県→現在制度を含め検討している。

3. 平成30年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

平成30年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成30年4月4日(水)から平成30年8月29日(水)までの3ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT わけもんGTの放送帯(毎週水曜20:00～21:00)
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、タイムラプスCM1本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇
◇タイムラプスCM篇

◆ CM 展開② ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成30年9月5日(水)から平成31年2月27日(水)までの4ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒・15秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯(毎週水曜20:54～21:00)
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本、タイムラプスCM1本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇
◇タイムラプスCM篇

◆ CM 展開③ ～年末年始スポットCM～

1. 放送期間 平成31年1月1日(火)～平成31年1月6日(日)
2. 放送形態 30秒 UMKとMRTのスポットCM 合計51本
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開④ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 平成30年7月6日(金)～平成31年1月4日(金)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヵ月約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

雇用改善コーナー

1. 新規大学卒業予定者の就職・採用活動開始時期について(要請)

平成30年4月3日

経済団体・業界団体の長 殿

内閣官房内閣審議官
文部科学省高等教育局長
厚生労働省人材開発統括官
経済産業省経済産業政策局長

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について(要請)

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が必要不可欠であり、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくりを進めることが重要です。

2019年度卒業・修了予定者(2020年度入社予定者)の就職・採用活動の開始時期については、経済団体、大学等及び関係府省において議論を行い、前年度に引き続き、学生の学業に配慮し、広報活動開始時期については卒業年度に入る直前の3月1日以降、採用選考活動開始時期については卒業年度の6月1日以降とすることになりました。

2018年3月12日には、一般社団法人日本経済団体連合会が「採用選考に関する指針」を改定し、同年3月30日には、大学等(就職問題懇談会)が「2019年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」を定めたところです。

就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のためには、日本経済団体連合会加盟企業のみならず、企業側・大学側の足並みをそろえた取組が重要です。

このため、2019年度卒業・修了予定者の就職・採用活動開始時期の遵守等について、各企業の御理解・御協力を要請いたしたく、別添「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」の趣旨・内容について、貴団体から加盟各企業に対して、周知徹底をいただきますようお願い申し上げます。

別添

2019年度新規大学卒業予定者等の就職・採用活動に関する要請事項

- ① 就職・採用活動の日程について、次のとおりとしていただくようお願いいたします。
 - ・広報活動開始 : 卒業年度に入る直前の3月1日以降
 - ・採用選考活動開始 : 卒業年度の6月1日以降
 - ・正式な内定日 : 卒業年度の10月1日以降
- ② 採用選考活動の実施に当たっては、授業、試験、留学、教育実習等、学生の学修や学事日程に十分に配慮いただき、また、大学所在地による不利が生じないように留意いただくようお願いいたします。
具体的には、面接や試験の実施に際して学生の事情を十分に勘案し、例えば、授業、ゼミ、実験、試験、教育実習等の時間と重ならないよう設定することのほか、事前連絡について余裕をもって行うことや、土日・祝日、夕方以降の時間帯の活用等も含めた工夫を行うことが考えられます。
- ③ 留学中の者あるいは留学希望者において、留学により就職活動で不利になるとの認識が生じることがないように、一括採用とは別に採用選考機会を設けるなどの留学経験者向けの取組を行っている企業は、自社の採用ホームページ等で積極的に周知いただくようお願いいたします。
- ④ 学生等の就業選択の自由を妨げる行為(学生等に対して、内々定を出す代わりに他社への就職活動の終了を迫ったり、内々定段階で契約書を要求したりするなど)を行わないなど、公平・公正で透明な採用を徹底いただくようお願いいたします。
- ⑤ インターンシップは就業体験の場であることを踏まえ、インターンシップと称して、広報活動・採用選考活動開始前に、広報活動・採用選考活動そのものが行われることのないようにし、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせることのないよう留意いただくようお願いいたします。
- ⑥ 面接等の採用選考に当たり、大学等における成績証明等を一層活用いただくようお願いいたします。
- ⑦ 採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を行うとともに、その旨を積極的に学生等に示していただくようお願いいたします。

- 広報活動…採用を目的として、業界情報、企業情報等を学生に対して広く発信していく活動を指します。広報活動の実施に際しては、それが実質的な選考とならないものとするに留意いただく必要があります。
- 採用選考活動…一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指します。採用選考活動は、広報活動と異なり、学生が自立的に参加不参加を決定することができるものではないため、学事日程に留意いただく必要があります。

2. 平成31年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について(通知)

29 文科初第 1494 号
職発 0219 第 6 号
開発 0219 第 3 号
平成 30 年 2 月 19 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道和

厚生労働省職業安定局長
小川 誠

厚生労働省人材開発統括官
安藤 隆



新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 29 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 30 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついで、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 31 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成 31 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 30 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

雇用改善

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成30年9月5日（沖縄県については平成30年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成30年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。
- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。
 - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (7) 安定所における求人申込みの受理は、平成30年6月1日から開始するものとする。
 - (4) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成30年7月1日以降開始するものとする。
 - イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (7) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成30年6月1日から開始するものとする。
 - (4) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成30年7月1日から開始するものとする。
 - (7) 学校における求人申込みの受理は、平成30年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人学校の学校への提示についても、平成30年7月1日以降に行うものとする。
- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成31年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成30年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人者であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

3. 平成30年度以降のキャリア形成助成金について

事業主の皆さまへ

平成30年度以降のキャリアアップ助成金について ～ 拡充などの主な変更のご案内 ～

※ 本リーフレットの内容は、平成30年4月1日以降に転換等した場合に適用されます。

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

1. 正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成

拡充

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数

15人

20人

支給要件の追加

追加要件
(1)

正規雇用等へ転換した際、**転換前の6か月と転換後の6か月の賃金(※)を比較して、5%以上増額していること**

※賞与(就業規則又は労働協約に支給時期及び支給対象者が明記されている場合に限る。)や諸手当(通勤手当、時間外労働手当(固定残業代を含む)、休日出勤に対する休日手当及び本人の営業成績等に応じて支払われる歩合給などは除く)を含む賃金の総額。
※所定労働時間が異なる場合は1時間あたりの賃金。

例

正社員転換

転換前6か月賃金の合計120万円
(20万円×6か月)

転換後6か月賃金の合計146万円
(21万円×6か月+賞与20万円)

$$\frac{(146万円 - 120万円)}{120万円} \times 100 = 21\% \text{ (小数点以下切り捨て)} \geq 5\%$$

追加要件
(2)

有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が3年以下に限ること

雇用改善 ■ ■

2. 人材育成コース

有期契約労働者等に、一般職業訓練（※1）または有期実習型訓練（※2）を実施した場合に助成

（※1）OFF-JT （※2）ジョブ・カードを活用したOFF-JT+OJT

整理統合



※ただし、平成30年3月31日までに訓練計画届の提出がなされている場合に限り、引き続き、現在の人材育成コースとして支給申請することは可能です。

3. 賃金規定等共通化コース

有期契約労働者等に、正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定し、適用した場合に助成

新規

▶ 共通化した対象労働者（2人目以降）について、下の加算措置を適用

助成額を上乗せする 加算措置 (上限20人まで)	中小企業	中小企業以外
	対象労働者1人あたり 20,000円 <24,000円>	対象労働者1人あたり 15,000円 <18,000円>

<>内は生産性要件を満たした場合の額です。

4. 諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成

新規

<>内は生産性要件を満たした場合の額です。

① 人数に応じた加算措置 ▶ 共通化した対象労働者（2人目以降）に適用

助成額を上乗せする 加算措置 (上限20人まで)	中小企業	中小企業以外
	対象労働者1人あたり 15,000円 <18,000円>	対象労働者1人あたり 12,000円 <14,000円>

② 諸手当の数に応じた加算措置 ▶ 同時に共通化した諸手当（2つ目以降）に適用

助成額を上乗せする 加算措置	中小企業	中小企業以外
	諸手当の数、1つあたり 160,000円 <192,000円>	諸手当の数、1つあたり 120,000円 <144,000円>

※事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。

※すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が当初の計画とは異なるコースを利用するなどの場合、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要となります。キャリアアップ計画変更届は厚生労働省HPにも掲載しています。

※厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

4. 各種助成金のご案内

事業主の方のための各種助成金一覧

1. 雇用維持関係の助成金

助成金名・コース名	助成概要	問合せ先
雇用調整助成金	休業、教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持する	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-61-8288

2. 再就職支援関係の助成金

助成金名・コース名	助成概要	問合せ先
労働移動支援助成金		職業対策課 助成金センター ☎ 0985-61-8288
再就職支援コース	事業規模等の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を、民間職業紹介事業者に委託等して行う	
早期雇入れ支援コース	事業規模等の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者を、離職の翌日から3か月以内に雇い入れる	
中途採用拡大コース	中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者の採用を拡大（中途採用率の向上又は45歳以上を初めて雇用）する	

3. 雇い入れ関係の助成金

助成金名・コース名	助成概要	問合せ先
特定求職者雇用開発助成金		職業対策課 助成金センター ☎ 0985-61-8288
特定就職困難者コース	高齢者（60歳以上65歳未満）・障害者・母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れる	
生涯現役コース	65歳以上の高齢者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れる	
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れる	
長期不安定雇用者雇用開発コース	長期にわたり不安定雇用を繰り返す者を、ハローワーク等の紹介により正規雇用労働者として雇い入れる	
生活保護受給者等雇用開発コース	地方公共団体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を、ハローワーク等の紹介により雇い入れる	
三年以内既卒者等採用定着コース	学校等の既卒者や中退者が応募可能な新卒求人・募集を行い、初めて雇い入れる	
障害者初回雇用コース	障害者雇用の経験のない中小企業が、雇用率制度の対象となる障害者を初めて雇用し、法定雇用率を達成する	
トライアル雇用助成金		
一般トライアルコース	職業経験、技能、知識不足等から安定的な就職が困難である者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行的に雇い入れる	
障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース	就職が困難な障害者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行的・段階的に雇い入れる	
若年・女性建設労働者トライアルコース	建設業の中小事業主が若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行的に雇い入れる	
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域などにおいて、事業所の設置・整備をしてハローワーク等の紹介により従業員を雇い入れる	
生涯現役起業支援助成金	中高年齢者（40歳以上）が自ら起業し、事業運営のために必要となる中高年齢者等を雇い入れる	

雇用改善

4. 雇用環境の整備関係の助成金

助成金名・コース名	助成概要	問合せ先
キャリアアップ助成金		
正社員化コース	有期契約労働者等を、正規雇用労働者等に転換または直接雇用する	
賃金規定等改定コース	有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額させる	
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施する	
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を作成し、適用する	
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用する	
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	500人以下の企業で短時間労働者の社会保険の適用拡大を導入する際に、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額する	
短時間労働者労働時間延長コース	短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用する	
人材確保等支援助成金		
雇用管理制度助成コース	評価・処遇制度や研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度を整備し、従業員の離職率低下に取り組む	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-61-8288
介護福祉機器助成コース	介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器を導入する	
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース	介護労働者・保育労働者のための賃金制度を整備し、従業員の離職率低下に取り組む	
人事評価改善等助成コース	生産性向上に資する人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設け、生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る	
設備改善等支援コース	生産性向上に資する設備等を導入することにより、生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ）等を図る	
中小企業団体助成コース	事業主団体が中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援する	
雇用管理制度助成コース（建設分野）	雇用管理制度助成コースの支給を受けた上で、建設業の中小事業主が、若年者及び女性の入職率に係る目標を達成する、または雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定する	
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	建設業の事業主等が、若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する、または建設工事における作業についての訓練を推進する活動を実施する	
作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）	建設業の中小事業主等が、被災三県に所在する作業員宿舍、作業員施設、賃貸住宅を賃借する、または自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借する等	
障害者雇用安定助成金		
障害者職場定着支援コース	障害者特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる	
障害者職場適応援助コース	職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を実施する	
障害や傷病治療と仕事の両立支援コース	労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入する	
中小企業障害者多数雇用施設設置等コース	300人以下の中小企業が、障害者を多数雇い入れ、施設整備を行う	

5. 仕事と家庭の両立支援関係の助成金

助成金名・コース名	助成概要	問合せ先
両立支援等助成金		
出生時両立支援コース	男性労働者に育児休業を取得させる	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
介護離職防止支援コース	仕事と介護の両立支援に関する取組を行う	
育児休業等支援コース	育児休業代替要員を確保する、「育休復帰支援プラン」を策定。導入し、労働者に育児休業を取得させ、原職等に復帰させる	
再雇用者評価処遇コース	育児・介護等を理由とした退職者の復職支援の取組を行う	
女性活躍加速化コース	女性が活躍しやすい職場環境を整備し、目標を達成する	
事業所内保育施設コース	事業所内保育施設を設置・増設・運営する	

6. 人材開発関係の助成金

助成金名・コース名	助成概要	問合せ先
人材開発関係支援助成金		
特定訓練コース	訓練効果の高い10時間以上の訓練を実施する	職業対策課 助成金センター ☎ 0985-61-8288
一般訓練コース	職務に関連した知識・技能の習得のための20時間以上の訓練を実施する	
教育訓練休暇付与コース	有給の教育訓練休暇制度を導入し、実施する	
特別育成訓練コース	有期契約労働者等に対して職業訓練を行う	
建設労働者認定訓練コース	中小建設事業主が認定訓練を実施する、または雇用する建設労働者に認定訓練を受講させる	
建設労働者技能実習コース	建設事業主が雇用する建設労働者に技能実習を受講させる	
障害者職業能力開発コース	障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する	

7. 労働条件等関係の助成金

助成金名・コース名	助成概要	問合せ先
業務改善助成金	事業場内で最も低い労働者の賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う	雇用環境・均等室 ☎ 0985-38-8821
時間外労働等改善助成金		
時間外労働上限設定コース	時間外労働の上限設定を行うことを目的に、外部専門家によるコンサルティング、労務管理機器等の導入等を実施し、改善を図る	
勤務間インターバル導入コース	勤務間インターバル制度を導入することを目的に、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善を図る	
職場意識改善コース	所定労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組み、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善を図る	
団体推進コース	3社以上で組織する中小企業の事業主団体において、閣下企業の労働時間短縮や賃金引き上げに向けた生産性向上に資する取組を実施する	
テレワークコース	在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取組む	
受動喫煙防止対策助成金	事業場での受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じる	

問合せ先

部署名	電話番号	住所
宮崎労働局 雇用環境・均等室	☎ 0985-38-8821	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4F
職業安定部 職業対策課助成金センター	☎ 0985-61-8288	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5F

事業協同組合 ■ ■

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
 - ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
 - ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

- 債権譲渡額=660万円 (1,100万円－440万円)
- 貸付金額=297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%
- 当該工事が完成した場合
 - (1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。
(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)
 - (2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額
----	-------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

- 債権譲渡額=660万円 (1,100万円－440万円)
- 貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円
- 当該工事が完成した場合
 - (1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。
(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)
 - (2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

- 1 **機体販売!**(SEKIDO 正規販売代理店)
・各種初期設定済
- 2 **機体レンタル・リース!**(SEKIDO 正規販売代理店)
- 3 **修理!**(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可
- 4 **サポート・メンテナンス!**(SEKIDO 正規販売代理店)
・フライト訓練・年間メンテナンス
- 5 **空撮!**(提携会社)
- 6 **測量!**(提携会社)
- 7 **3Dデータ作成!**(提携会社)
- 8 **CADデータ作成!**(提携会社)



※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

技士会

1. 平成30年度 1 級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表

平成 30 年 7 月 1 日 (日) に 1 級土木施工管理技術検定「学科試験」が実施され、その結果が 8 月 17 日 (金) に発表されました。各試験地における合格者数等は表のとおりで、合格者番号は、(一財) 全国建設研修センターのホームページに掲載されております。

本年度の合格率は、全国平均 56.5% で、昨年度 66.2% より 9.7 ポイント下回りました。

● 学科試験実施状況

(平成 30 年度 7 月 1 日実施 全国 13 地区 30 会場)

試験地	出席者数	合格者数	合格率 (%)
札幌	1,087	587	54.0
釧路	225	109	48.4
青森	488	281	57.6
仙台	2,574	1,435	55.7
東京	8,322	4,887	58.7
新潟	963	538	55.9
名古屋	3,069	1,767	57.6
大阪	4,411	2,359	53.5
岡山	985	530	53.8
広島	919	545	59.3
高松	1,039	639	61.5
福岡	3,828	2,151	56.2
那覇	602	289	48.0
計	28,512	16,117	56.5

2. 平成30年度 2 級土木施工管理技術検定試験「実力テスト」受験準備講習会 (ご案内)

最近の建設工事は、規模も構造も大型化し、建設技術の進歩等で工事内容が多様化、複雑化しています。また、営業所における専任技術者及び工事現場における主任技術者を確保するには、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事があります。建設産業は厳しい状況にありますが、技術者の高齢化等で人材育成は喫緊の課題であり、優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組む必要があります。建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め、能力を十分蓄え、自信をもち対応していただきたいと思っております。

それには「国家資格」を取得されることが大切であります。2 級土木施工管理技術検定試験は 10 月 28 日 (日) に実施されます。つきましては、2 級土木施工管理技士の資格取得の合格率をアップするため「実力テスト」を次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようご案内申し上げます。

【C P D S 認定講習会】

2 級 実力テスト (2 日間)	
日 時	平成 30 年 10 月 1 日 (月) ～ 10 月 2 日 (火)
場 所	宮崎県建設会館 (宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号)
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 (0985 - 31 - 4696)

3. 「監理技術者講習」のご案内

平成 30 年度の「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせします。
 下記のとおり、今年度はあと 2 回です。有効期限は、講習修了後 5 年です。更新時期にきている方は受講してください。

日 程	会 場
平成 30 年 9 月 21 日 (金)	都城建設会館
平成 30 年 11 月 19 日 (月)	宮崎県建設会館

公共工事の監理技術者は、監理技術者資格者証と講習修了証が必要となり、現場に携帯しなければなりません。(講習修了証は監理技術者資格者証に貼付けることになっています。)

※問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会
 (TEL 0985 - 31 - 4696)

監理技術者とは、

.....
 発注者から直接、工事を受注し、そのうち、総額4,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

4. コンクリート施工で失敗しないための講座の案内

～良いコンクリート構造物を造る基本と応用～ (CPDS 4ユニット)

コンクリート工事において、ひび割れや豆板などの不具合を生じさせることが多々あります。不具合は工事成績に影響し、技術者としての信頼性も低下します。このセミナーでは、良いコンクリートを打つための要点(改訂第9版)の刊行を機に、コンクリート施工の基本と応用技術を学び、耐久性の高いコンクリート構造物を建設するための技術の要点を学ぶことができます。

- (1) コンクリート施工の基本と応用
- (2) ひび割れを生じさせない対策
- (3) 長寿命化のための維持管理技術

日時・場所	受講料	定 員	講 師
10月24日(水) 13:00～17:00 宮崎県建設技術センター (清武町今泉丙2559-1)	正会員・賛助会員 無 料 一般(非会員) 4,000円	100名	十河 茂幸氏 近未来コンクリート研究会 代表



十河 茂幸氏
 近未来コンクリート研究会 代表
 九州工業大学大学院工学研究科修了、
 (一社)コンクリートメンテナンス協会
 顧問、工学博士、技術士(建設部門)
 特別上級技術者資格[メンテナンス]、
 [鋼・コンクリート]、コンクリート診
 断士、一級土木施工管理技士ほか

● お問い合わせ先・申し込み先

宮崎県土木施工管理技士会 宮崎市橋通東 2-9-19 TEL (0985) 31-4696

建退共

1. 建退共宮崎県支部への届出や申請について

* いずれの様式も、インターネットでダウンロードできます。
 検索サイトに【建退共】と入力、”建設業退職金共済事業本部トップページ”を開いて、必要とする様式とその記入例をダウンロードします。

1 会社の所在地、名称、代表者が変わったとき。

- 届出の様式は、『共済契約者住所名称（氏名）変更届』（様式第 012 号）です。
 （会社の所在地が他県に変わる場合は、第 013 号の様式です。）
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に届け出てください。
- 変更内容と添付書類
 （変更の内容） （添付書類）
 - ・住所、会社の名称 ～共済契約者証、登記簿など（事実が確認できる書類）
 - ・代表者、電話、FAX 番号 ～登記簿など（事実が確認できる書類）

2 加入従業員（被共済者）の氏名、住所が変わったとき。

- 届出の様式は、『被共済者氏名等変更届』（様式第 018 号）です。
- 必要事項を記入し、共済手帳を添えて宮崎県支部に届け出てください。
- 変更内容と添付書類
 （変更の内容） （添付書類）
 - ・氏名、生年月日の変更 ～戸籍抄（謄）本、住民票、免許証の写しなど
 （氏名を変更される方は、旧と新が確認できる書類）
 - ・住 所 ～添付資料は不要

3 共済契約者証を紛失または棄損したとき。

- 申請の様式は、『共済契約者証交付申請書』（様式第 014 号）です。
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に再交付を申請してください。
- 棄損した場合の届出は、棄損した契約者証を添付してください。
 （注）「建設業退職金共済契約者証」は、金融機関の窓口で共済証紙を購入する際に提示する必要がありますので、大切に保管してください。

4 共済手帳を紛失または棄損したとき。

- 申請の様式は、『共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書』（様式第 017 号）です。
- 必要事項を記入し、宮崎県支部に再交付を申請してください。
- 紛失の場合は、紛失した手帳にどれだけ証紙が貼付されていたのかを確認できませんので、再交付する共済手帳は、前回更新した証紙の貼付実績からの再交付となります。
- 棄損した場合の届出は、棄損した共済手帳を添付してください。確認できる証紙の枚数を貼付実績として取り扱います。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
				件数(件)	金額(円)	前月分	当年度 累 計
前月末計	2,640	31,479	448,872	50,816	31,567,722,857	前月分	63,280
加 入	9	102	704	87	84,942,978		
脱 退	0	90	449,576	50,903	31,652,665,835	当 年 度	
当月末計	2,649	31,491	(当年度累計)	3,075	399,464,998	累 計	167,451

建災防 ■ ■

1. 平成30年度（第69回）全国労働衛生週間について

本 週 間 / 10月1日～10月7日

準備期間 / 9月1日～9月30日

<スローガン>

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第69回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康保持増進等に大きな役割を果たしてきたところです。

本県における業務上疾病による被災者数は前年から増加し、113人となり、今なお多くの方が罹患されております。一方、労働者の定期健康診断の有所見率は高水準で推移しており、平成29年は53.9%になっています。

また、警察庁の「自殺統計」で本県における自殺者数は、平成23年以降減少し続け、平成29年では208人ですが、自殺死亡率は19.0で全国順位12位であり、他県と比較して依然と高いこと等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みは重要な課題となっています。

全国の労働者の健康を巡る問題では、定期健康診断の有所見率は5割を超え、年々増加しています。労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場合はさらに増えることが予想されます。

このほか、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっています。脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年700件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺（未遂も含む。）の件数は200件前後となっています。くわえて、我が国における自殺者のうち、6,432人が「被雇用者・勤め人」であり、自殺の原因・動機が特定されている者のうち「勤務問題」が原因・動機の一つとなっている者は1,685となっています。

このような状況を踏まえ、第13次労働災害防止計画の取組として、労働者の健康確保対策は、「働き方改革実行計画」等に基づき、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者が安心して面接指導や健康診断を受けられる環境整備を促進するとともに、職場環境改善の普及を図ることとしています。また、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援は、企業の意識改革や企業と医療機関の連携強化、社会的にサポートする仕組みの整備等に取り組むこととしております。

このような背景を踏まえ、今年度の全国労働衛生週間は、

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

をスローガンに実施されます。



建防災

2. 平成30年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について

県内の各事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚を図ることを目的として、「宮崎県産業安全衛生大会」が11月8日（木）に佐土原総合文化センターで開催されます。労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全衛生活動の着実な実行を図るために、多数の関係各位の方々にご参加いただくようご案内いたします。

2018 平成30年度 宮崎県産業

11.8 [木]

開会:13:30 閉会:16:05
 場所:宮崎市佐土原総合文化センター
 宮崎市佐土原町下田島20527-4

参加無料

安全衛生大会

安心安全な職場づくりを目指して

**死亡災害
ゼロ宣言!**

**働き方改革で
変わる!**

**自分の時間を
大事にしています。**

講演

宮崎県キャリア教育支援センター
 トータルコーディネーター
 日向市キャリア教育支援センター長
 元旭化成(株)延岡支社長
水永 正憲氏

人を育てる次世代を担う人財育成

- 1 現代若者の実像と、モチベーションを如何に上げるか
- 2 人口減少社会と地方創生
- 3 次世代を担う子供たちに伝えていくべきこと
- 4 新しい社会運動を(日向市キャリア教育支援センターでの挑戦)

**家族との時間が
増えたよ!**

**私は療養しながら
働いています!**

主催 宮崎県労働災害防止団体等連絡協議会
 (公社)宮崎労働基準協会 / 建設業労働災害防止協会宮崎県支部 /
 林業木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部 / 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部 /
 (公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部 / (独)宮崎産業保健総合支援センター

後援 宮崎労働局 / 管下各労働基準監督署 / 宮崎県 / 宮崎市 / 県下労働2団体 / 使用者4団体

お問い合わせ先 大会事務局(宮崎労働基準協会)
 Tel.0985-25-1853

宮崎市佐土原総合文化センター

お車でご来場の方はなるべく乗り合わせてお越しください。

3. 安全管理士による現場パトロールを実施します(無料)

建災防では、労働災害防止活動の一つとして、全国のいくつかの建災防支部に安全管理士を配置して、現場パトロール等を実施しております。(九州では福岡県・鹿児島県支部に配置)
 会員事業場では、定期的に社内パトロールを実施されていると思いますが、時には外部の者による現場パトロールを計画されてはいかがでしょうか。実施にかかる経費は全て無料で、また、パトロール結果を外部に公表することはありません。

【申し込み・問い合わせ先】

建災防 宮崎県支部 TEL 0985 (20) 8610

中小総合工事業者等の皆様へ! (無料)

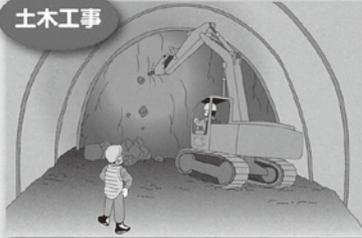
安全水準向上のため 安全管理士による安全パトロールを実施しませんか?



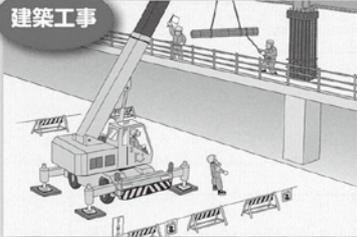
安全 第一

安全パトロールは国からの支援により実施しますので、現場までの交通費、安全パトロール(個別指導)等に掛かる経費はすべて無料となります。

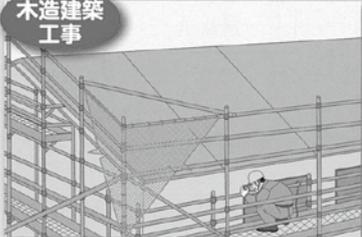
土木工事



建築工事



木造建築工事



安全パトロール(個別指導)は無料です!

安全管理士は安全のプロフェッショナルです。土木、建築工事等の様々な現場の安全パトロールに対応できます。

安全パトロール結果を外部に公表することはありません。

お申し込みの際は、本部・所属支部に派遣可能日等を確認し、裏面の派遣要請書でお申し込みください。

管理士の活動状況によりご希望に添えない場合がありますが、ご了承ください。

詳細は、本部・支部にご確認ください。

ご不明な点は本部03-3453-0464へお問い合わせください。





建設業労働災害防止協会

火薬協会

1. 平成30年上半期の火薬類による事故（速報）

【I】 産業火薬

(消費中)

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事故概要
1	1月18日 16:05頃	群馬県 高崎市	0	0-1	C1	実験用施設（屋外）で火薬の燃焼実験のため、黒色火薬30gを袋に入れ地面に置いた状態で、発煙筒を使用して火薬の上から火を点けたところ、燃焼火薬が吹き上がり、1名がI度の顔面火傷を負った。
2	2月13日 21:00頃	神奈川県 横浜市	0	0-0	C1	高速道路上で道路の補修作業をするために通行止め規制帯を設置中、燃えているカラーコーン、矢印板及び土嚢袋を発見し、車に積載されている粉末消火器を使用して初期消火を実施。何らかの理由により通行規制帯で使用中の信号焰管が移動したために、信号焰管の炎がカラーコーンに接触して出火したものと推定される。
3	4月2日 16:40頃	福岡県 飯塚市	0	0-0	C2	ベンチ発破（ベンチ高さ10m、孔径76mm、孔数15（3列）孔、孔長11m、孔間隔2.5m、最小抵抗線3.0m）を行ったところ採石場敷地外に飛石（4個最大径15cm程度）が発生したものの。
4	4月10日 16:40頃	北海道 小樽市	0	0-0	C1	砕石場内の連絡道路を拡張するための工事中に、発破を行ったところ、砕石場内の岸壁を越え、付近の自動車道まで飛石が発生。走行していたトラックの屋根に石が突き刺さったもの。

【II】 煙火

(製造中)

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事故概要
1	2月14日 15:00頃	三重県 熊野市	0	0-0	C1	鉄製のパイプに火薬を詰めて燃焼試験を行っている最中に、火の粉が風に乗り、試験場所から道を挟んで向かいにある田んぼの枯草に燃え移ったもの。
2	6月27日 8:59頃	静岡県 浜松市	2	0-0	B1	煙火工場内で建物火災・爆発が発生。原因等詳細は調査中。

(消費中)

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事故概要
1	4月14日 20:00頃	神奈川県 伊勢原市	0	0-0	C2	花火大会にて煙火を消費中、保安距離内に煙火の残火が落下し、落葉（2㎡）及び立ち木1本が燃えたもの。
2	5月5日 12:00頃	宮城県 仙台市	0	0-0	C2	神社のお祭りにて、信号用として3号玉煙火を4発打ち揚げたところ、内1発が個人宅に隣接する路上に落ちたもの。
3	5月10日 14:00～ 15:00頃	千葉県 香取市	0	0-0	C2	市民より、煙火の黒玉1個を発見した旨通報があり、煙火業者が回収したもの。

2. 火薬類の管理の徹底について

経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官名で下記のとおり注意喚起がありましたので、各事業所は、適切に対応方をお願いします。

(1) 事案の概要

本年7月13日に、大雨に伴う災害廃棄物の集積場として利用されている岐阜県関市のグラウンドで、「成分の一部が溶け出したダイナマイト」と「雷管が付いた導火線」が運搬箱の中に入った状態で発見された。

(2) 注意事項

火薬類の種類によっては、衝撃により爆発する危険性もあるため、被災地域における事業者は、火薬類の保管状況を再確認するとともに、災害等で火薬類を喪失した場合は速やかに警察に通報すること。

また、復旧作業に取り組まれている住民やボランティアから、災害廃棄物中にダイナマイト等の爆発の危険性のある火薬類の発見の届出があった場合は、速やかに警察に通報すること。

3. 講習会の日程について

保安手帳の受講記録欄を確認してください。受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月日	曜	開催地	講習会場	講習時間
9月13日	木	延岡市	延岡建設会館	13:00～17:00
10月25日	木	日向市	日向建設会館	
11月15日	木	西都市	西都建設会館	
12月20日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	

(2) 再教育講習会

月日	曜	開催地	講習会場	講習時間
12月20日	木	宮崎市	宮崎県建設会館	10:00～17:00

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向(前払保証分)(平成30年7月分)

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位:件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成30年度	377	3.9	10,269	16.8	1,090	0.6	38,762	▲ 5.0
平成29年度	363	▲ 6.4	8,794	▲ 25.1	1,083	▲ 14.1	40,781	▲ 6.2
平成28年度	388	▲ 2.3	11,738	▲ 5.4	1,261	18.9	43,498	26.3

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

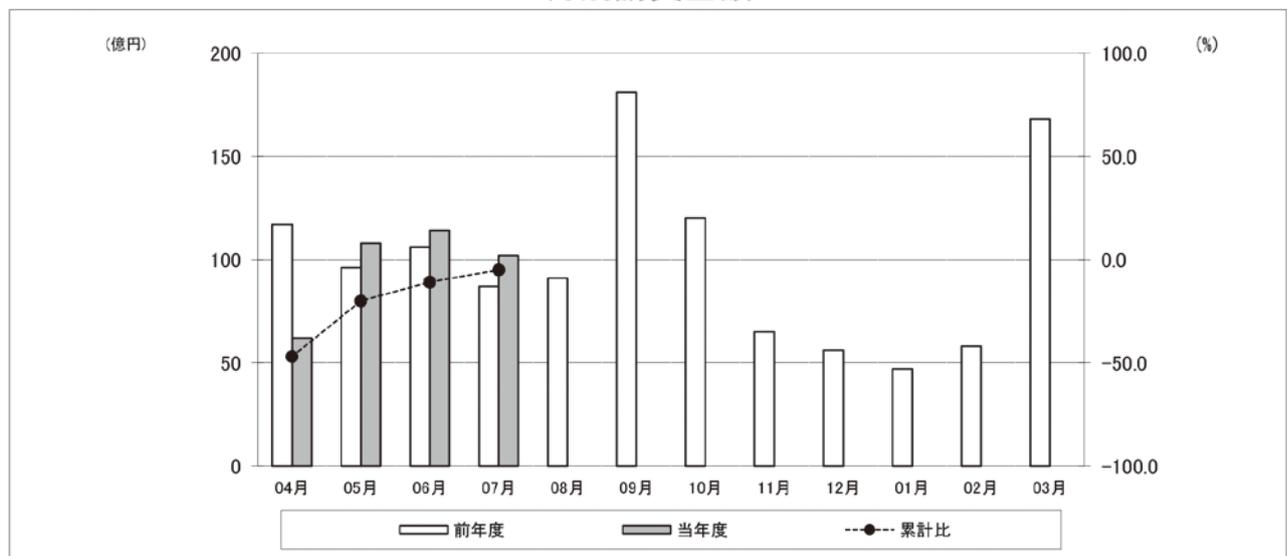
発注者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	24	14.3	1,802	9.6	126	15.6	12,833	31.9
独立行政法人等	3	<	78	<	4	▲ 55.6	436	▲ 77.7
県	126	7.7	3,044	23.6	346	5.2	11,218	23.4
市町村	221	▲ 1.3	5,284	13.7	605	▲ 2.9	13,362	▲ 29.8
その他	3	200.0	58	45.3	9	▲ 30.8	910	▲ 4.7
計	377	3.9	10,269	16.8	1,090	0.6	38,762	▲ 5.0

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	89	29.0	2,360	31.6	217	▲ 1.8	11,066	24.3
日 南	26	4.0	436	▲ 54.7	97	6.6	3,061	10.5
串 間	8	▲ 55.6	39	▲ 73.5	45	15.4	469	▲ 14.1
都 城	58	23.4	2,320	105.9	143	2.1	7,565	▲ 28.9
小 林	27	▲ 25.0	823	▲ 1.6	107	▲ 19.5	3,236	▲ 10.3
高 岡	11	37.5	237	59.5	35	12.9	1,304	192.9
西 都	21	16.7	651	128.7	58	5.5	1,494	26.1
高 鍋	16	▲ 33.3	873	▲ 37.9	49	▲ 16.9	1,816	▲ 38.2
日 向	72	46.9	1,389	56.2	171	23.9	3,912	▲ 28.5
延 岡	30	25.0	771	64.2	92	7.0	2,561	▲ 0.7
西臼杵	19	▲ 57.8	365	▲ 49.5	76	▲ 15.6	2,272	34.5
計	377	3.9	10,269	16.8	1,090	0.6	38,762	▲ 5.0

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**御社の工事には
“ちゅうまえ”がついている！**
中間前払金制度のご案内



西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。
※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか**6500円**！

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！ “ちゅうまえ”
3つのメリット
保証料率0.065%!
借入利息より
はるかに安い！

便利！
簡単手続きで払出OK!
入金後すぐ利用
できます。

簡単！
簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

保証申込に必要な書類

- ・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書(通知書)

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成30年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成30年7月末現在）

(単位：件、百万円、%)

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
宮崎県	29	▲48.2	949	▲53.3
宮崎市	7	▲22.2	519	70.8
延岡市	2	▲50.0	43	▲90.9
小林市	2	▲33.3	62	▲96.5
綾町	1	<	40	<
美郷町	1	<	18	<
計	42	▲45.5	1,634	▲66.1

建設業情報管理センターからのお知らせ

建設業 経営状況分析の申請は

一般財団法人

建設業情報管理センター

ココがNO1
 **経営状況分析
 取扱件数**

ココがNO1
 **29年度 経営状況分析
 申請取扱件数**

ココがNO1
 **29年度 経営状況分析
 申請取扱シェア件数**

CIIC

昭和63年(1988年)設立以来、
 経営状況分析取扱件数延べ

440万件以上



ソフトも充実! インストール不要 会員登録不要 利用料・更新料一切不要

便利でお得な無料配布ソフト
『なんでも経審』

建設業
 許可

経営事項
 審査

経営状況
 分析

などの

申請書類や財務諸表がこれ1本で、簡単に作成できます!

CIIC 電子申請にマイページ機能を搭載!

- ① 電子申請ができる
- ② 過去の申請履歴が確認できる
- ③ 現在申請中の進捗状況が確認できる
- ④ 分析手数料の支払いができる
- ⑤ 結果通知書の受取方法が選択できる

便利なコンビニ受け取りサービス!

「電子申請」または「郵送申請」
 どちらのお客様も
 サービスが受けられます!

コンビニなら24時間受取OK!

登録経営状況分析機関 登録番号 1 【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館6階)
 TEL 092-483-2841



当財団は、
 情報セキュリティ
 マネジメントシステム
 (ISMS)に関する
 ISO規格 (27001)の
 認証を取得しています。

建設業福祉共済団からのお知らせ

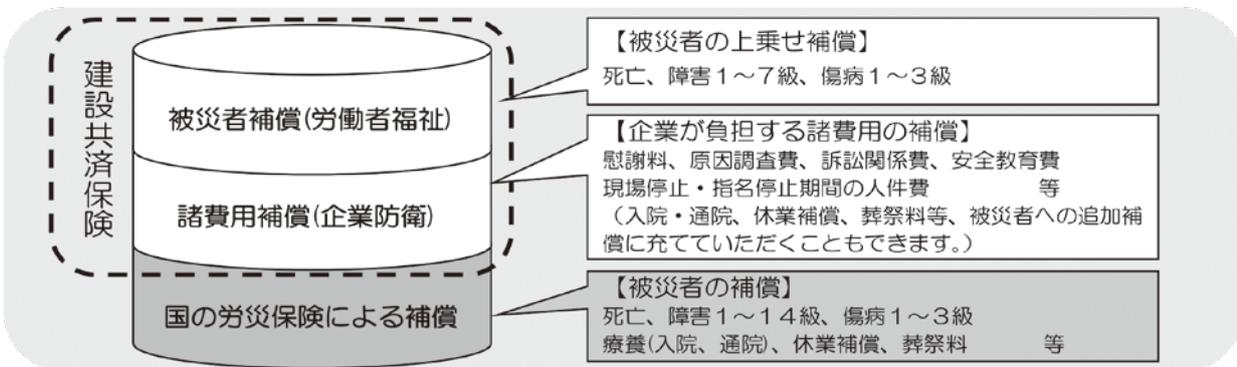
<法定外労災補償制度>

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！ (年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者（アルバイト等を含みます。）を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

建設共済保険

検索

働く人たちを 守る保険。

大企業も中小企業も

建設共済保険

法定外労災補償制度

契約者と業界の発展のために

安い
掛金

手厚い
補償
(障害7級まで)

事業内容
ますます充実

経営事項審査において15点の加点になります。

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8(虎ノ門琴平タワー11階)
TEL: 03-3591-8451 FAX: 03-3591-8474

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 ☎0985-22-7171

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

Q検索

